

## 社内研修会

4月25日(金)、花びしホテル「ライラックの間」で毎春恒例の戸沼岩崎建設とエス・イ函館の合同研修会を開催しました。佐々木経理部長の令和6年度決算報告と、戸沼社長の令和7年度経営方針の発表の後、令和7年度の統合マネジメントシステムについてISOの管理責任者でもある木村常務から説明がありました。次に、澤田土木部長と奥山建築課長から土木部と建築部の部門実施計画の令和6年度総括と令和7年度目標について発表があり、鶴谷営業課長からの土木・建築の公共工事やNF・下請け工事、建築民間工事の「顧客満足の分析」についての報告に続き、伊藤総務課長がオフィス部門(総務・営業・経理)の令和6年度総括と令和7年度目標について発表しました。

昼食休憩後、興伸工業の職員が加わり社内表彰が行われ、優良安全運転者表彰(無事故無違反10年以上)では戸沼岩崎建設12名、興伸工業4名が、優秀工事表彰では土木部の梅木義彦さんと吉元土木係長、坂尻土木係長の3名が社長賞を受賞しました。



社内表彰の後は外部講師による研修会です。今年、函館中央警察署交通第一課企画・規制係の池内由佳警部補を迎え、交通安全について学びました。池内警部補は交通事故事例やDVDの視聴を交え、分かりやすく丁寧に講演されました。

最後は自らが経験・実践した作業現場の施工や管理について土木部の3名の職員による発表です。土木部の永井さんはノンフレーム工事の令和6年度施工実績と今後の施工改善案について、吉元土木係長はRW工法と簡素化について、坂尻土木係長はBIM/CIMの概要と活用報告について発表しました。

「研修会後の休暇期間を有効に活用してリフレッシュしてください。そして、今日の学びは皆さんの実践の中で活かしてください」と戸沼社長が総括して社内研修会を終えました。



# 安全と衛生



向夏号

戸沼岩崎建設株式会社 発行

令和7年6月13日

<http://www.tonuma.com/>

第270号



## ハラスメントの理解と対策

令和元年に改正された労働施策総合推進法により、令和4年4月から業種や企業を問わず全ての事業主に対してパワーハラスメント対策を講ずることが義務付けられました。

しかし、令和5年に厚生労働省が実施した調査ではパワーハラスメントを受けたことがあると回答した労働者の割合は19.3%と約5人に1人にのぼる結果となり、さらに同年都道府県労働局へのパワーハラスメントの相談件数が計6万件を超えています。

パワーハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもので、①～③の三つ全てを満たす行為です。

具体的には、a) 暴行や傷害など身体的な攻撃、b) 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言など精神的な攻撃、c) 隔離・仲間外し・無視など人間関係からの切り離し、d) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制や仕事の妨害などの過大な要求、e) 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや与えないなどの過小な要求、f) 私的なことに過度に立ち入るなどの個の侵害があります。

また、ハラスメントには、パワーハラスメントの他、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなどがあります。

具体的な対策として相談体制の整備や周知等がありますが、忘れがちなのが行為者とされる者への対応です。相談の申し出があった場合には、速やかに事実関係を確認していくこととなりますが、相談者と行為者との間で事実関係に関する主張に不一致がある場合には、状況に応じて第三者への聴き取り等も行う必要があります。

事実関係が認められた場合には、就業規則等に基づき処分を行うこととなります。しかし、労働契約法15条により、客観的に合理性を欠き、社会通念上相当であると認められない懲戒は権利の濫用として無効とされます。また、懲戒処分を行う際には、明確性・該当性・相当性・不遑及の4原則を意識する必要があります。

参考資料 函館商工会議所「ともえ」3月号

## 全国安全週間 & 熱中症対策強化



### 〈全国安全週間〉

7月1日(火)～7日(月)は98回目の全国安全週間です。今年のスローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」です。6月1日(日)から30日(月)は準備期間です。令和6年の労働災害について、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上

の死傷災害は前年を上回る見込みで、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

### 〈安衛則の一部改正により熱中症対策が強化されます〉

6月1日(日)の改正労働安全衛生規則の施行により、熱中症対策が強化されました。WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続して1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業では、事業者に対し、①早期発見のための体制整備、②重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、③作業員等への周知が義務付けられました。

熱中症は発症者への処置が遅れ重篤化すると死に至る障害です。令和6年の速報値では、死亡を含む休業4日以上の労災死傷者数は1195人、うち死亡者数は30人。建設業が最も多い状況です。しっかり取り組んでまいりましょう。

## 地域貢献活動

4月18日(金)、戸沼岩崎建設と興伸工業の22人が参加し、函館工業高校野球部投球練習場周辺の清掃ボランティアを実施しました。少し肌寒い天候でしたが、函工OBも多く、母校への感謝の思いを込めて作業する者もいました。



4月23日(水)には戸沼社長が函館工業高校を訪ね、小野博道学校長より感謝状を拝受しました。

